

◎ 東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則の一部を次のように改正し、2021年4月28日から施行する。ただし、一畑バス株式会社にかかる改正規定については2021年5月29日から施行する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">東日本旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則 (略)</p> <p>(制限事項等)</p> <p>第 24 条 1 回の乗車につき、2 枚以上の IC カード乗車券を同時に使用することはできません。</p> <p>2 入場時に使用した IC カード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該 IC カード乗車券を使用して再び入場することはできません。</p> <p>3 次の各号の 1 に該当する場合には、IC カード乗車券を自動改札機で使用することはできません。</p> <p>(1) 入場時の SF 残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき (Suica 定期乗車券においては券面表示区間内の駅、Suica 企画乗車券においては券面表示区間内の駅又は有効区間内の駅から入場する場合を除きます。)</p> <p>(2) 出場時に SF 残額が乗車区間の IC 運賃に満たないとき</p> <p>(3) IC カード乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機による IC カード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき</p> <p>(4) 記名 Suica においては、自動改札機による入場若しくは出場、Suica 定期乗車券若しくは Suica 企画乗車券の発売、SF の使用又は SF のチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、当社が別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき</p> <p>(5) 出場時に自動改札機によって IC 運賃の減算ができない区間又は経路を乗車したとき</p> <p>4 乗車以外の目的で駅に入場又は駅から出場することはできません。ただし、第 54 条の 2 に定める Suica 入場サービスを利用する場合を除き</p>	<p style="text-align: center;">東日本旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則 (略)</p> <p>(制限事項等)</p> <p>第 24 条 1 回の乗車につき、2 枚以上の IC カード乗車券を同時に使用することはできません。</p> <p>2 入場時に使用した IC カード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該 IC カード乗車券を使用して再び入場することはできません。</p> <p>3 次の各号の 1 に該当する場合には、IC カード乗車券を自動改札機で使用することはできません。</p> <p>(1) 入場時の SF 残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき <u>(ただし、一部の乗換改札機を利用する場合及び</u> Suica 定期乗車券においては券面表示区間内の駅、Suica 企画乗車券においては券面表示区間内の駅又は有効区間内の駅から入場する場合を除きます。)</p> <p>(2) 出場時に SF 残額が乗車区間の IC 運賃に満たないとき</p> <p>(3) IC カード乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機による IC カード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき</p> <p>(4) 記名 Suica においては、自動改札機による入場若しくは出場、Suica 定期乗車券若しくは Suica 企画乗車券の発売、SF の使用又は SF のチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、当社が別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき</p> <p>(5) 出場時に自動改札機によって IC 運賃の減算ができない区間又は経路を乗車したとき</p> <p>4 乗車以外の目的で駅に入場又は駅から出場することはできません。ただし、第 54 条の 2 に定める Suica 入場サービスを利用する場合を除き</p>

改正前	改正後												
<p>ます。</p> <p>(略)</p> <p>別表第 6 号の 2 (第 59 条) ICカード乗車券が利用できる交通事業者 (バス)</p> <table border="1" data-bbox="235 370 824 588"> <tr><td>バス事業者名</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>湖国バス株式会社</td></tr> <tr><td>西日本鉄道株式会社</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p>	バス事業者名	(略)	湖国バス株式会社	西日本鉄道株式会社	(略)	<p>ます。</p> <p>(略)</p> <p>別表第 6 号の 2 (第 59 条) ICカード乗車券が利用できる交通事業者 (バス)</p> <table border="1" data-bbox="1202 370 1792 676"> <tr><td>バス事業者名</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>湖国バス株式会社</td></tr> <tr><td><u>松江市交通局</u></td></tr> <tr><td><u>一畑バス株式会社</u></td></tr> <tr><td>西日本鉄道株式会社</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p>	バス事業者名	(略)	湖国バス株式会社	<u>松江市交通局</u>	<u>一畑バス株式会社</u>	西日本鉄道株式会社	(略)
バス事業者名													
(略)													
湖国バス株式会社													
西日本鉄道株式会社													
(略)													
バス事業者名													
(略)													
湖国バス株式会社													
<u>松江市交通局</u>													
<u>一畑バス株式会社</u>													
西日本鉄道株式会社													
(略)													